

三重県屋外広告物審議会

平成29年9月19日（火） 14:00～16:00

前回の審議会での主な意見

- 屋外広告物の点検対象について、広告物自体の高さ、面積を基準にしているが、広告物の設置高、広告物の重さについても考慮する必要があるのではないのか。
 - 過去の物件も含め設置高、重さを補足することが困難であること、また、運用実績のある客観的基準として、建築基準法上の工作物の広告物として建築確認が必要な大きさである高さ4mを超えるものを基準とすることで一定の安全性が確保されると考えている。
- 点検方法は、目視点検だけで十分といえないのではないのか。
 - 点検者が目視点検では不十分と判断した場合は、より高度な点検をしてもらうなどの対応をしていただく。
- 自家用広告物等の許可を要しない広告物について、広告主等に対してどのような方法で3年以内に1回の点検義務を求めていくのか。
 - 事業者団体や市町等にも働きかけし、まずは点検の必要性や方法、事故発生に伴うリスク等についてPR冊子や各種媒体を活用して、周知・啓発に努めていきたい。

三重県屋外広告物条例改正にあたって検討すべきポイント

点検義務及び報告義務の対象とする範囲 ……⑤,⑥

点検者の資格要件 ……⑦,⑧

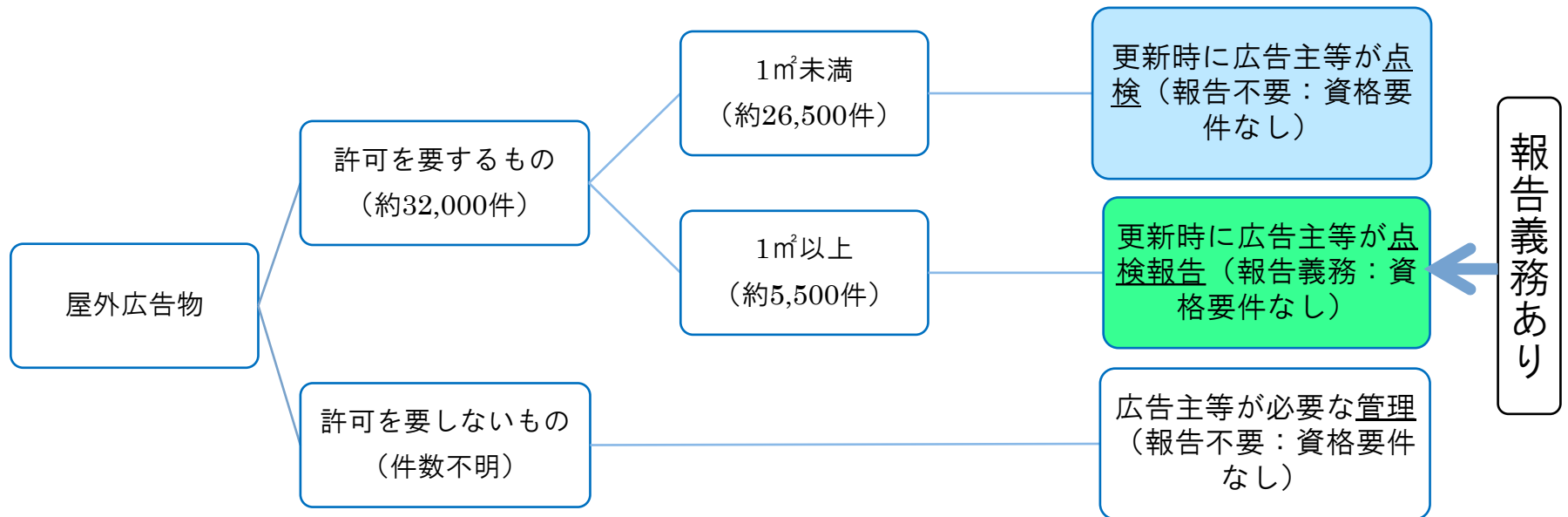
点検項目及び点検方法

点検の実施時期

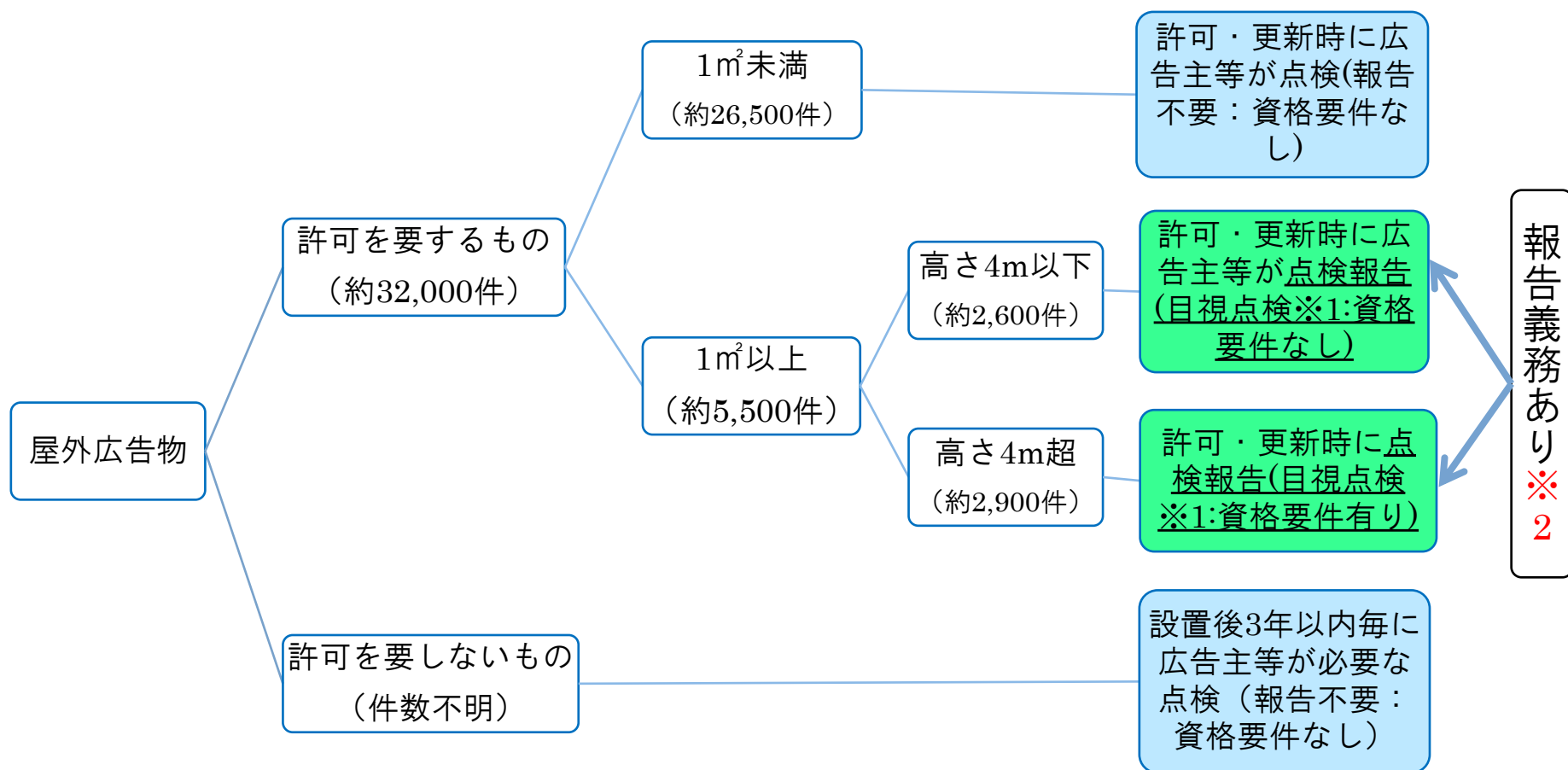
管理者の資格要件 …… ⑨

点検義務及び報告義務の対象（現状）

前回審議会
提示済



点検義務及び報告義務の対象（検討案）



※1 目視点検とは、広告物等の各部におけるキズ、汚れ、変形、錆等について点検するもの（事業者団体が作成した点検基準（案）より）

※2 建築基準法第12条に基づく定期報告を行ったものは除く

有資格者による点検・管理を要する広告物の一覧表

	広告物の形態	管理者の設置	管理者となるための資格の要否	点検の実施	点検実施するための資格の要否	点検結果の報告
(1)	表示面積1㎡以上かつ上端の高さが4m超の広告物	○	●	○	●	○※
(2)	表示面積1㎡以上かつ上端の高さが4m以下の広告物	○	—	○	—	○
(3)	表示面積1㎡未満の許可を要する広告物	○	—	○	—	—
(4)	許可を要しない広告物	—	—	●	—	—

表中の「●」は今回の改正により拡大される部分を意味する。

※建築基準法第12条に基づく定期報告を行ったものは除く

点検者の資格要件

【基本的な考え方】

- ①条例ガイドライン(案)で記述された「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者」における「同等以上の知識を有する者」の資格要件については、点検基準項目に関する専門的な知見を有する資格者を対象とする。
- ②自治体を実施する講習会修了者については「同等以上の知識を有する者」とは言い難い。

【検討案】

- ①屋外広告士
- ②一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者
- ③建築士（1級、2級、木造）
- ④電気工事士（第1種、第2種）
- ⑤電気主任技術者（第1種、第2種、第3種）
- ⑥職業訓練指導員（広告美術科、帆布製品科）
- ⑦技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造）
- ⑧特定建築物調査員 ← 【追加】
- ⑨その他知事が同等以上の知識を有する者と認定した者

特定建築物調査員とは

【建築基準法に基づく定期報告制度】

建築基準法第12条第1項により、百貨店、ホテル、映画館など政令又は特定行政庁が指定した特定建築物（建築物に付属する広告物を含む。）については、所有者等が隔年に一級・二級建築士または特定建築物調査員に経年劣化等の状況を調査させてその結果を特定行政庁へ報告することが義務付けられています。

【特定建築物調査員になるには】

国土交通大臣登録の「特定建築物調査員講習」を受講する必要があります。（実務経験年数等の受講資格が必要）

管理者の資格要件

【現状】

管理義務および管理者の設置義務に関する規定（条例第15条、第16条）はあるが、**管理者の資格要件は定めていない。**

（管理義務）

条例第15条「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理するものは、これらに関し補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。」

（管理者の設置義務）

条例第16条「この条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。」

【条例ガイドライン（案）の解釈】

「屋外広告土その他の規則で定める資格を有する者」

【基本的な考え方】


管理者の資格要件について、条例ガイドライン（案）では従来から規定されていること、また、屋外広告物の適正な管理及び安全対策をより一層充実するため、今回ガイドラインが改正されていることから、本県においても管理者への資格要件を定める必要がある。

【検討案】

表示面積1㎡以上かつ高さ4m超の広告物については、点検者の資格要件と同様の**資格を有する者**。それ以外の広告物については資格要件なし。

先行する他県の状況

	長野県 H29.3.23条例改正 H29.10.1施行	宮城県 H29.10.1予定（管理義務） H30.4.1予定（点検義務）	岐阜県 H29.4.1規則改正
点検義務	新設	新設	新設
報告義務	新設	新設	新設
点検対象	簡易なもの及び法令の規定により義務付けられたもの以外の広告物。但し、高さ4m超のものは資格要件あり。	簡易なもの以外の広告物。但し、高さ4m超又は4m以下かつ許可期間1年を超えるものは資格要件あり。	簡易なもの以外で更新許可を要する広告物（全て資格要件有り）
報告対象	更新許可を要する広告物	上記と同じ	上記と同じ
点検項目	当県検討案と同じ	当県検討案と同じ	当県検討案と同じ
点検者の資格要件	当県検討案（特定建築物調査員を除く）	当県検討案＋屋外広告物講習会修了者（電気工事士等、職業訓練修了者、特定建築物調査員を除く）	当県検討案＋屋外広告物講習会修了者（特定建築物調査員を除く）
点検結果報告時期	更新申請時のみ	当県検討案と同じ	更新申請時のみ
管理者の資格要件	条例規定なし	上記点検者の資格要件と同じ	条例規定なし



(2)案内図板等への広告物掲出にかかる規制の弾力化について

案内図板等への広告物掲出にかかる規制の弾力化

<背景>

- ・近年、案内図板や公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に屋外広告物を表示し、その広告料収入をこれらの施設等の設置又は維持管理に要する費用に充てる取組がみられる。
- ・平成28年3月に国において策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、多言語表示に対応した観光案内図板等の公共デジタルサイネージの設置を促進するため、「公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用を弾力化」することが位置付けられた。



こうした状況をふまえ、広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、国土交通省は「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を平成29年3月23日に改正。

国の「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正内容

<改正概要>

- ・ **案内図板、公共掲示板等**、公益上必要な施設又は物件に**表示する屋外広告物**であって、その**広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの**については、知事の許可を受けた場合に限り、**禁止地域に表示することができる**旨の規定を追加。

<運用上の解釈>

- ・ 公益上必要な施設又は物件とは、案内図板、公共掲示板等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含まれる。また、規則において、周囲の景観との調和等について、許可の要件を定めることが望ましい。

禁止地域（条例第3条）

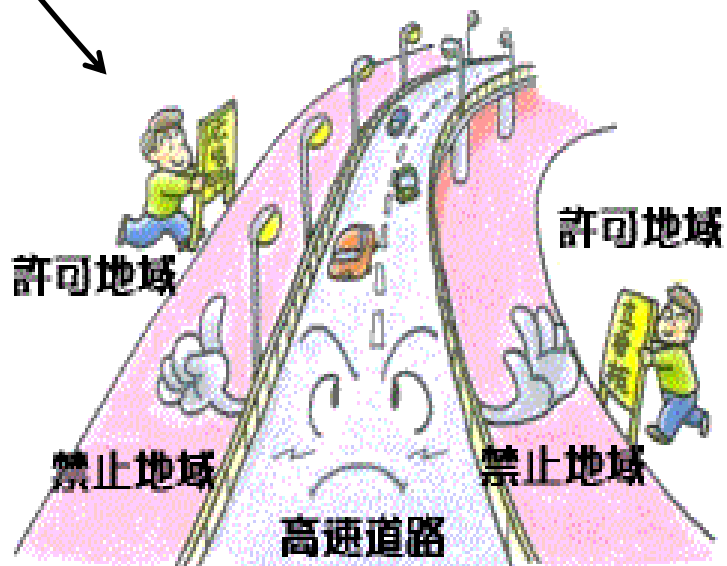
屋外広告物を設置・表示してはいけない地域

- 1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
景観地区、風致地区、伝統的建造物保存地区、
特別緑地保全地区
- 2 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財又は県指定文化財
に指定された建物の周囲50m以内の地域
- 3 史跡名勝天然記念物、県指定史跡名勝天然記念物に指定さ
れた地域
- 4 魚つき保安林、風致保安林の地域

(禁止地域つづき)

- 5 高速道路・自動車専用道路とその両側500m以内の区域で、当該道路から見える地域
- 6 道路・鉄道のうち、知事が指定する区間及びその両側100m以内の区域で、当該道路・鉄道から見える地域

両側500m以内禁止！！



禁止地域（続き）

- 7 都市公園・緑地
- 8 自然公園法による特別地域のうち知事が指定する地区(指定なし)及び特別保護地区
- 9 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- 10 県自然環境保全地域内の特別地域
- 11 古墳、墓地
- 12 次の駅前広場
JR：四日市駅前広場、亀山駅前広場、津駅東広場、阿漕駅前広場、
松阪駅前広場、山田上口駅前広場、伊勢市駅前広場
近鉄：四日市駅前広場、松阪駅前広場、宇治山田駅前広場、津駅西広場、
鳥羽駅前広場、五十鈴川駅前広場、名張桔梗が丘駅前広場
- 13 官公署、国又は地方公共団体が設置した図書館・学校・博物館・美術館・
体育館・公民館・公衆便所等の建物及び敷地
- 14 準景観地区、地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域

デジタルサイネージとは . . .

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムを総称して「デジタルサイネージ」と呼ぶ。



三重県屋外広告物条例の改正に伴う設置基準（案）

【現行】

禁止地域※においては一般広告物にあたる企業名や商品名の表示は例外を除き掲示ができない。

【改正後】

禁止地域においても以下の要件をすべて満たすものは、案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件において、一般広告物にあたる企業名や商品名の表示が可能となる。

(1) 設置主体：国、地方公共団体

(2) 設置基準（案）

①共通基準

ア) 公益上必要な案内図板、公共掲示板等に表示するもの

イ) 広告料収入を設置又は管理に要する費用に充てるもの

ウ) 良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

エ) 高さ2m以下、表示可能面積3平方メートル以下

②個別基準

ア) 案内図板等に表示する場合

- ・ 一般広告物の大きさは、表示可能面積の五分之一以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること

イ) 公共デジタルサイネージ等の映像中等に一般広告物を表示する場合

- ・ 一般広告物の映像中等の映像の長さ（尺）は三分之一以下であること

設置基準イメージ

掲出物件の高さ
2m以下 OK

表示可能面積
 $2 \times 1.5 = 3 \text{ m}^2$
 $3 \text{ m}^2 \leq 3 \text{ m}^2$ OK

一般広告物の面積
表示可能面積の1/5以下
 $3 \times 1/5 = 0.6 \text{ m}^2$
 $0.48 \text{ m}^2 \leq 0.6 \text{ m}^2$ OK

かつ0.5m²以下
 $0.48 \text{ m}^2 \leq 0.5 \text{ m}^2$ OK



禁止地域（条例第3条）

法令集P6

～

屋外広告物を設置・表示してはいけない地域（抜粋）

- 1 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
景観地区、風致地区、伝統的建造物保存地区、
特別緑地保全地区

都市計画法・建築基準法：田園住居地域の創設

課題・背景

- 宅地需要の沈静化・住民の都市農業に対する認識の変化 → 都市農地を都市にあるべきものへ
(都市農業振興基本計画)
- マンション等の建設に伴う営農環境悪化の防止
- 住居専用地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

田園住居地域の具体のイメージ



田園住居地域のイメージ

<現行の用途指定状況>
：第1種低層住居専用地域



農産物直売所(イメージ)



農家レストラン(イメージ)

改正内容

住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、**開発/建築規制**を通じてその実現を図る

所定規制

- 現況農地における①**土地の造成**、②**建築物の建築**、③**物件の堆積**を市町村長の**許可制**とする
- 駐車場・資材置き場のための造成や土石等の堆積も規制対象
- 市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模(政令で**300㎡**と規定)以上の開発等は、**原則不許可**

建築規制

用途規制

低層住居専用地域に建築可能なもの

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等 (150㎡以内)

農業用施設

- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等 (500㎡以内)
：農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの
：農機具収納施設等

形態規制 低層住居専用地域と同様

容積率：50～200%、建ぺい率：30～60%、
高さ：10or12m、外壁後退：都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

【改正の経緯】

平成28年9月に策定された「三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）」（平成29年6月に確定）の「使用料、手数料の見直し」の方針を受けて、屋外広告物手数料については、平成元年度以降改正を行っていないことから、平成28年度に見直しに向けた調査を行った。

近隣府県と比較検討した結果、許可手数料については同等以上の水準にあるものの、講習会手数料については低額であることが判明した。

<参考>

三重県財政の健全化に向けた集中取組

（3）使用料、手数料の見直し

「当初予算要求にあたっての基本的事項について」に記載のとおり、3年以上改正を行っていないものは、可能な限り早期に見直します。

三重県屋外広告物条例第25条 <省略>

2 前項の講習会を受けようとする者は、受講する際二千円の講習手数料を納付しなければならない。

【近隣府県の状況】

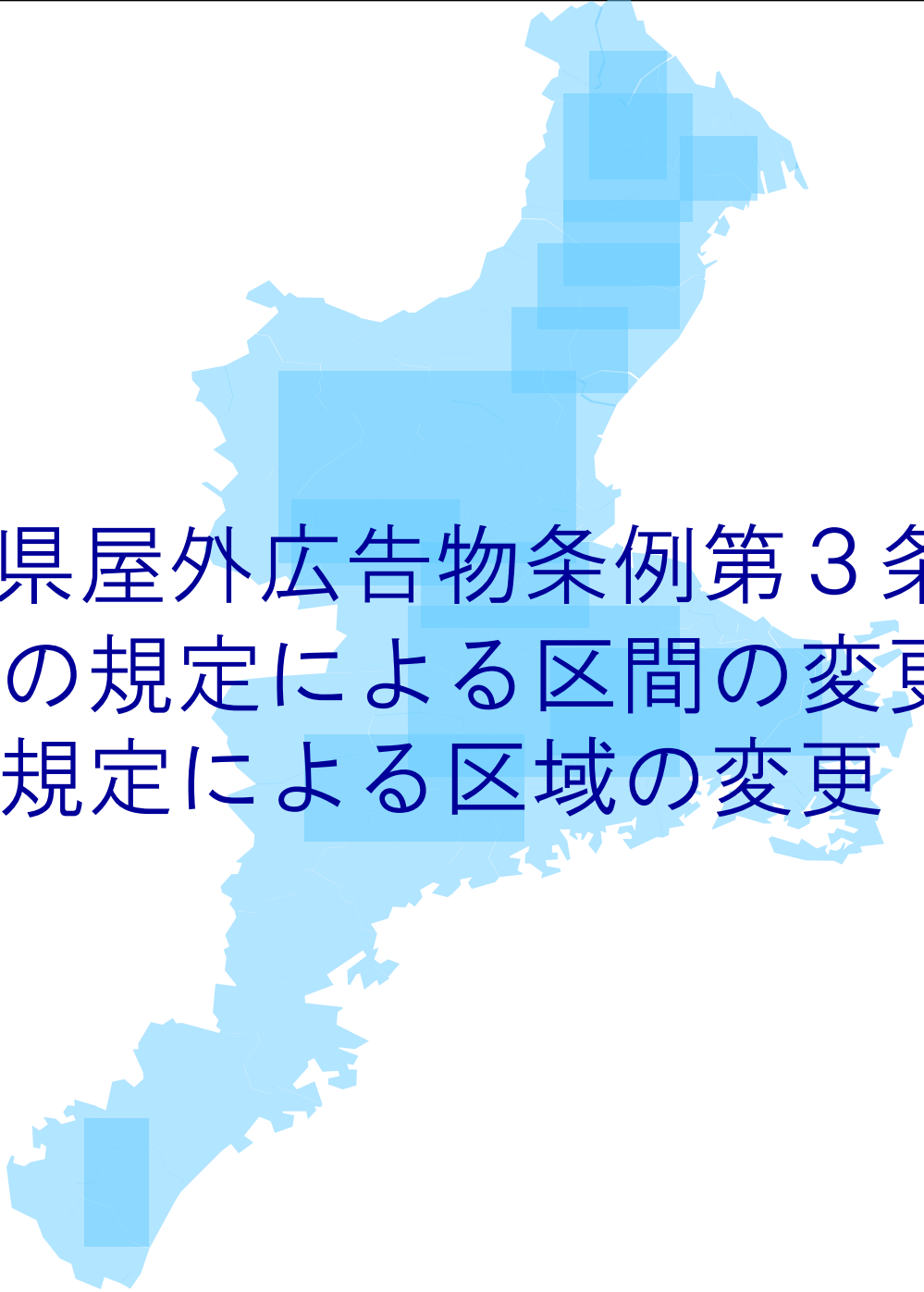
手数料単価	2,000円	3,000円	3,900円	4,000円	6,000円
府県名	三重県	岐阜県	静岡県	愛知県	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県

【改正案】

屋外広告物講習会手数料について、近隣府県と比較検討等を行った結果、現行の2,000円から6,000円（講習科目：法令、施工、デザイン 各2,000円）に見直すこととし、屋外広告物条例を本年度中に改正します。

【改正理由】

社会経済情勢の変化、近隣府県との比較、受益者負担の適正化による。



(5)三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

条例における禁止地域の規定について

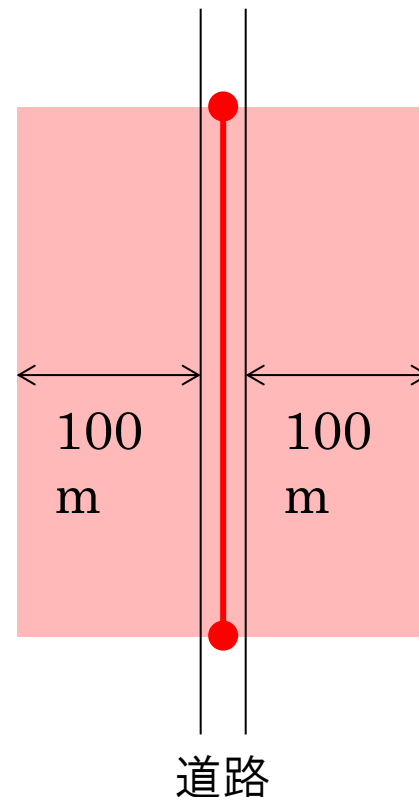
- 条例第3条第1項第5号 ●—●

道路及び鉄道で知事が指定する
区間を禁止地域としている。

(以下、「禁止区間」という)

- 条例第3条第1項第6号 ■

禁止区間の両側100メートル以内の
区域（一部区間は500メートル）を
禁止区域として指定している。



三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間及び第6号の規定による区域の指定又は変更に係る方針（平成27年策定）

●変更の方針

禁止地域として指定した路線のうち、次に示すものについて、知事が変更（解除を含む）が必要であると認める場合は、屋外広告物条例第3条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、禁止地域の変更（解除を含む）を行う。

- （1）区間及び名称等に変更があった路線
- （2）商業化、過疎化等により周辺地域における土地利用が変化し、自然環境の保持又は住環境等周辺環境への配慮の必要がある（ない）と認められる路線
- （3）その他市町の要望がある路線

第5号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

第5号議案

[路線名] 一般国道306号（鈴鹿市）

[現在の指定区間]

鈴鹿市伊船町字畑ヶ田1619番地から同市長沢町地内の県道神戸長沢線との交差点まで

[変更後の指定区間]

鈴鹿市伊船町地内の市道三畑長沢線及び市道長沢264号との交差点から同市追分町地内市道長沢269号との交差点及び市道長沢177号との交差点まで

[変更の方針] (1)(3)



- 追加指定区間
- 国道306号（既に禁止区間として指定済み）
- 市道長沢269号
- 市道長沢264号
- 市道長沢177号
- 県道神戸長沢線（既に禁止区間として指定済み）

第5号議案

同市長沢町地内の県道神戸長沢線との交差点付近



①

新規供用開始区間

第5号議案

市道長沢269号及び177号線との交差点付近

②



新規供用開始区間

③



市道長沢線

第5号議案 新規供用開始区間の様子



隣接する市道長沢線には電柱広告が数本掲示されている。（禁止区間の両側100m以内の区域は禁止区域となるため、指定後は掲示できない。※ただし、既存の広告物に関しては3年間の経過措置を設ける。）

第 6 号議案～第 7 号議案

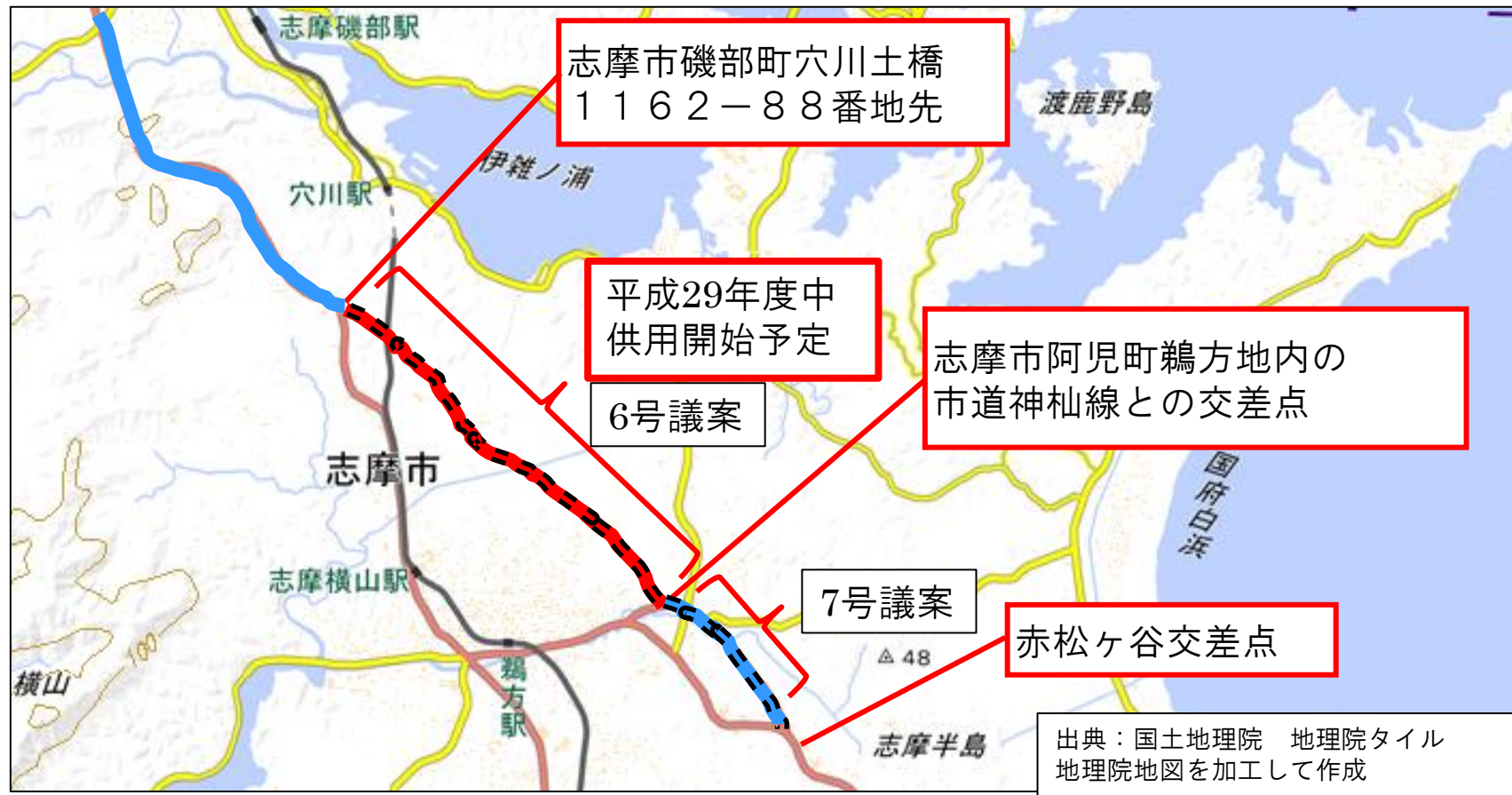
第6号議案～第7号議案



志摩市磯部町及び
志摩市阿児町鶉方地内

第6号議案～第7号議案

【変更を行う区間について】



- 追加指定区間
- 現在禁止地域として指定されている区間
- 変更（道路の名称変更及び一部区間の追加）を行う区間（現在も禁止区域）

第 6 号議案

三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定による区間の変更及び第 6 号の規定による区域の変更

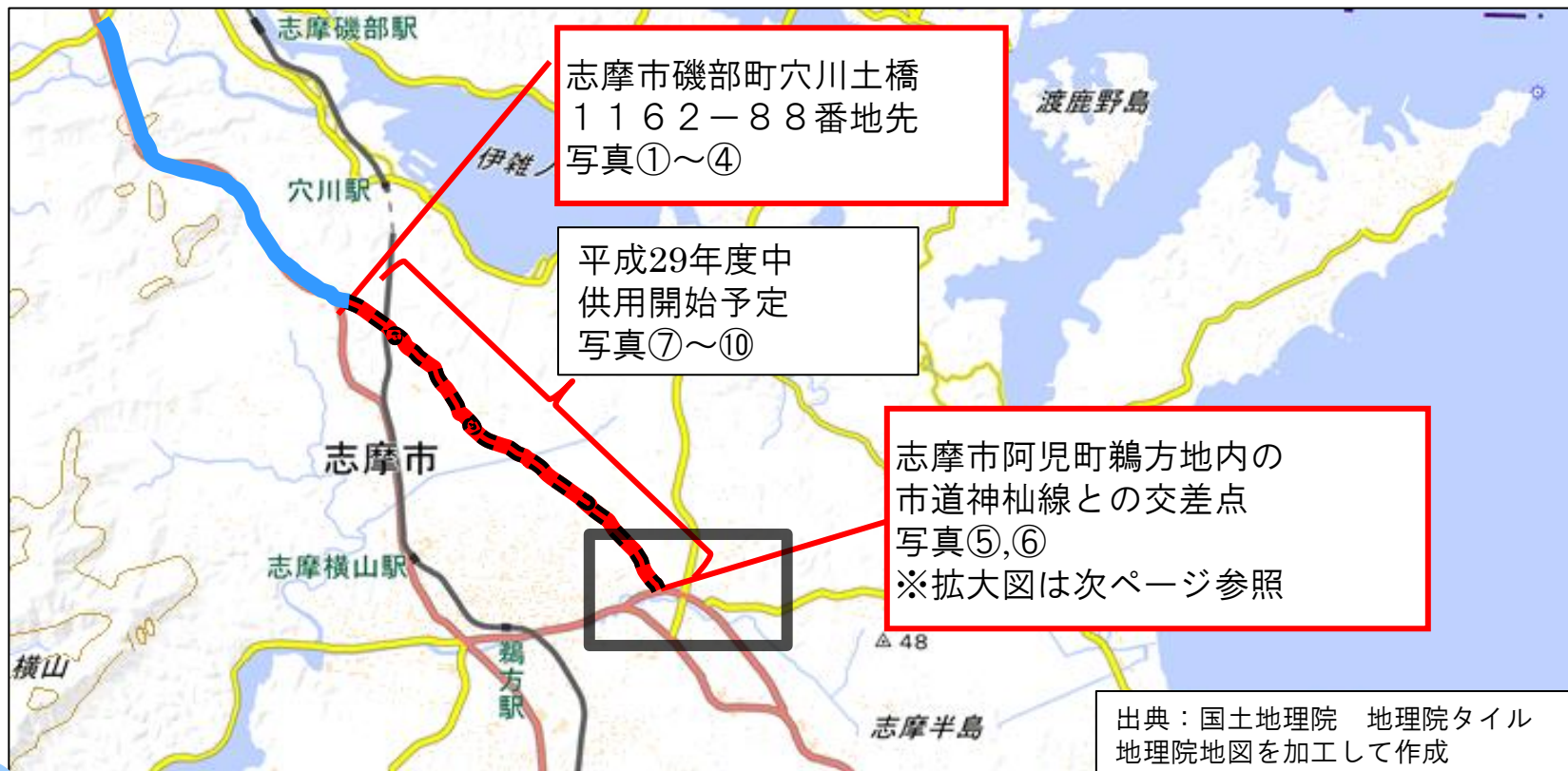
第6号議案

[路線名] 一般国道167号(志摩市)

[現在の指定区間] 志摩市磯部町穴川土橋1162-88番地先から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス

[変更後の指定区間] 志摩市阿児町鶉方地内の市道神杣線との交差点から同市磯部町恵利原井口地内の県道伊勢磯部線との分岐点までのバイパス

[変更の方針](1)



--- 追加指定区間 — 現在禁止区間として指定されている路線

第6号議案

【167号供用開始後の道路区域】



- 一般国道167号
- 一般国道260号
- 一般国道167号及び一般国道260号の重複区間
- 市道神杣線
- 県道鳥羽阿児線
- 市道に移管
- ==== 新たに禁止区間として指定する区間

第6号議案

志摩市磯部町穴川土橋1162-88番地先付近

①

新規供用開始区間

②

第6号議案

志摩市磯部町穴川土橋1162-88番地先付近



第6号議案

市道神杣線との交差点付近



⑤

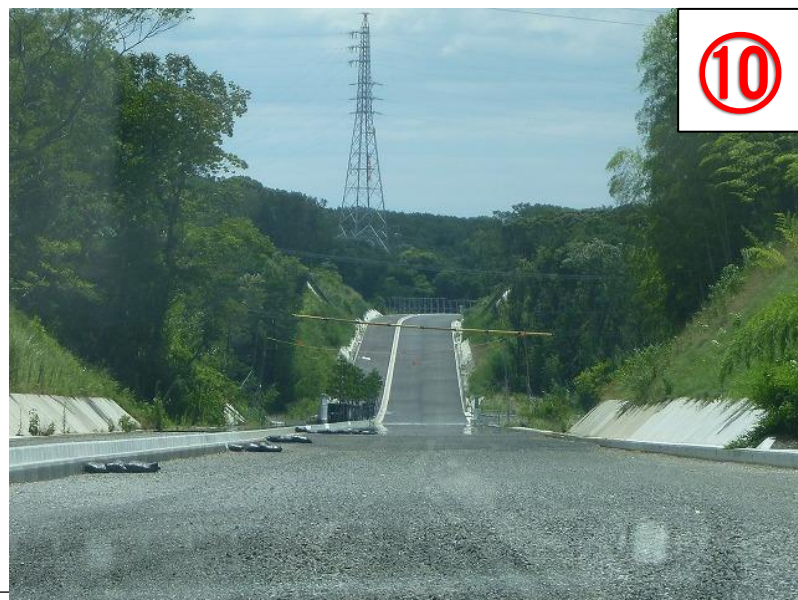
新規供用開始区間



⑥

第6号議案

新規供用開始区間の様子



第7号議案

三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更

第7号議案

[現在の指定区間]

一般国道167号

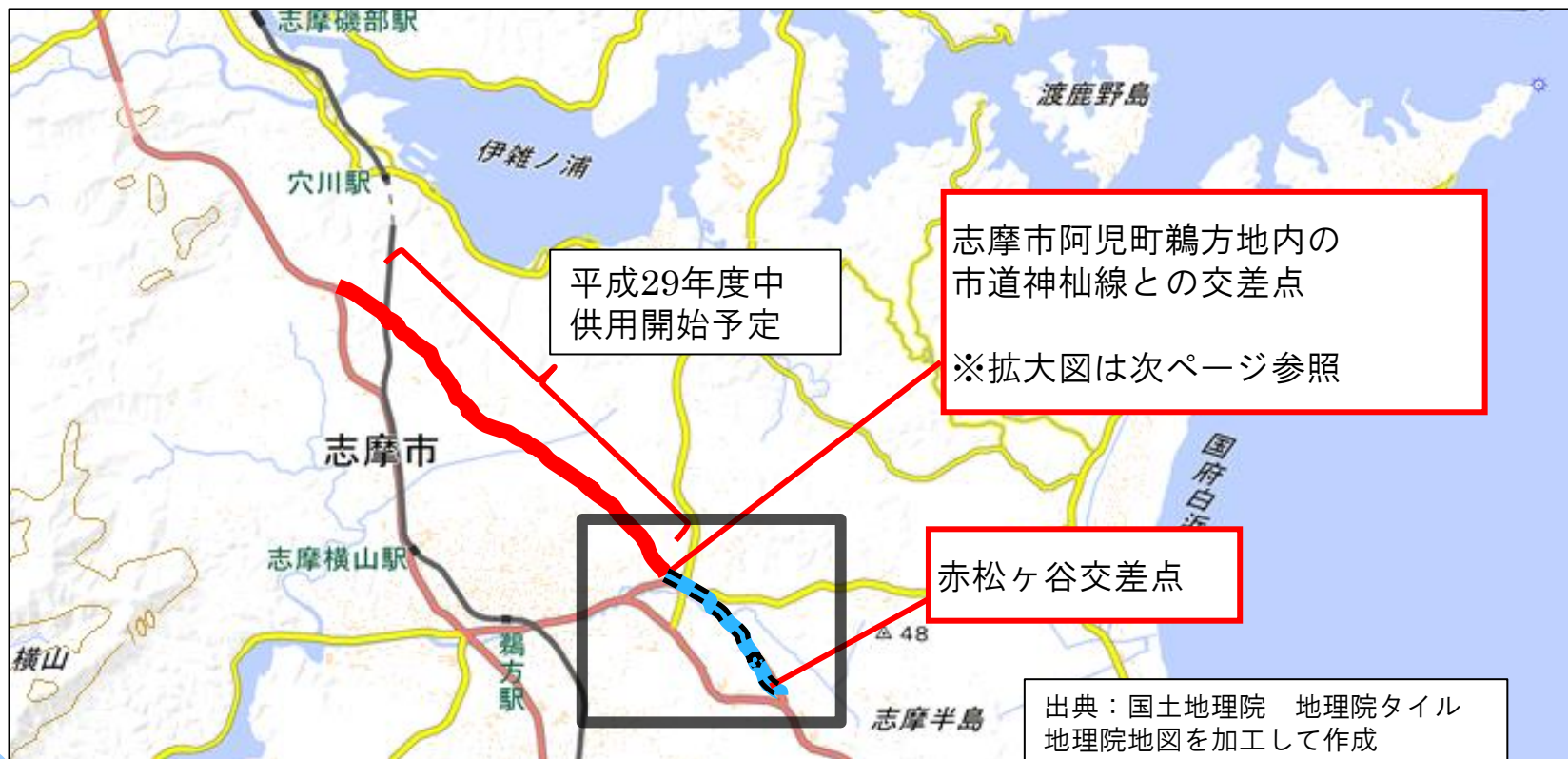
志摩市阿児町鶉方地内の県道鳥羽阿児線との交差点から同市阿児町鶉方地内の一般国道260号との交差点までのバイパス

[変更後の指定区間]

一般国道260号

志摩市阿児町鶉方地内の赤松ヶ谷交差点から同市阿児町鶉方地内の市道神杣線との交差点まで

[変更の方針] (1)



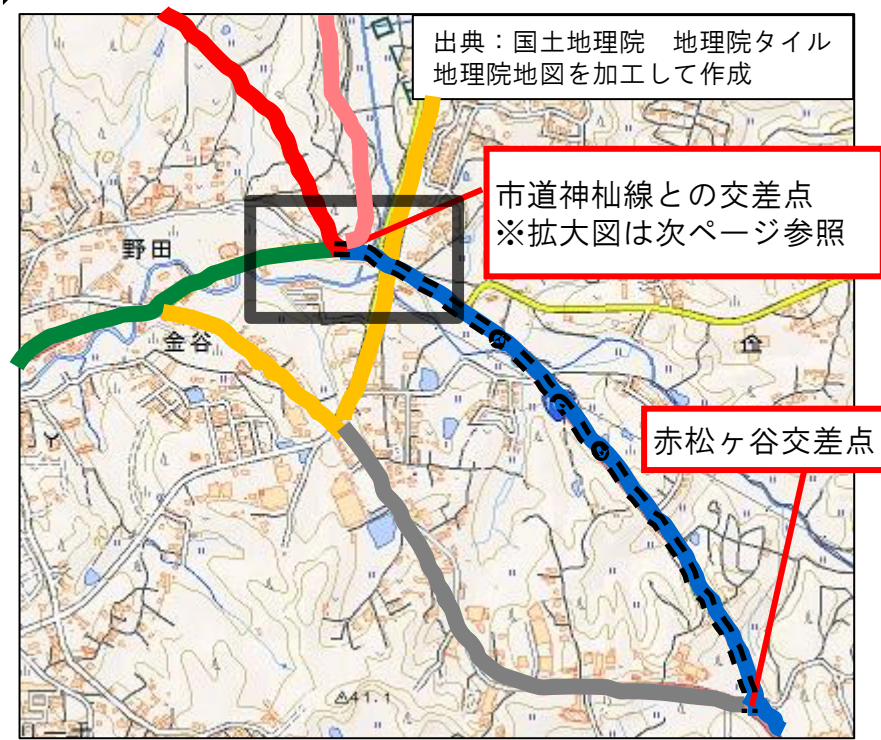
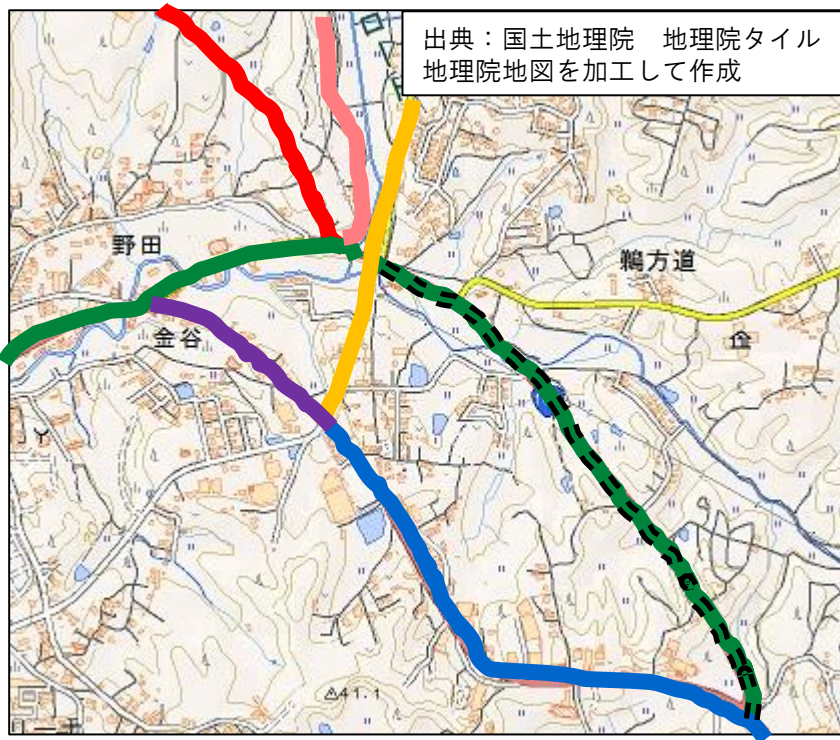
変更を行う区間

第7号議案

道路区域の変更

【現在の道路区域】

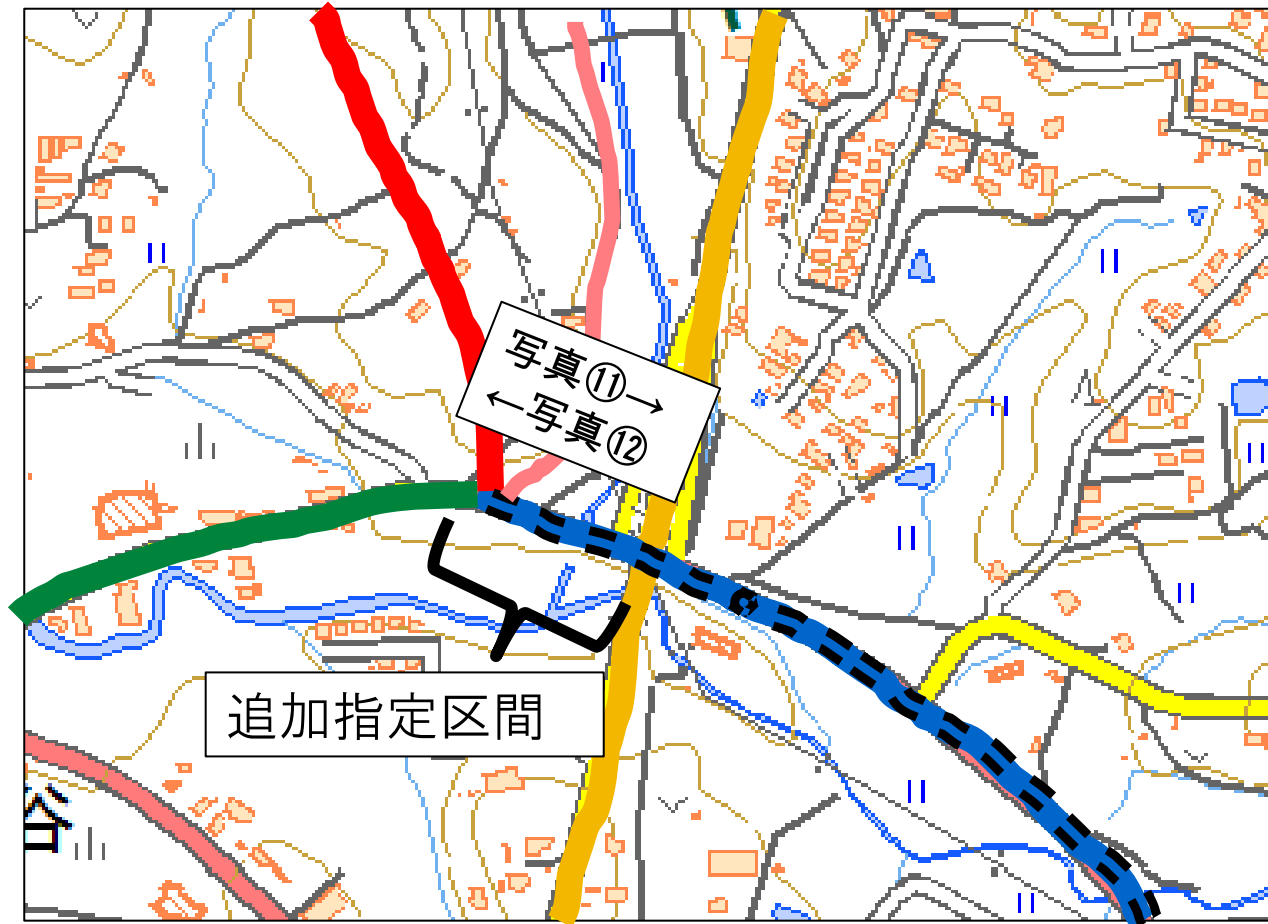
【167号供用開始後の道路区域】



- 一般国道167号
- 一般国道167号及び一般国道260号の重複区間
- 市道神杣線
- 県道鳥羽阿児線
- 一般国道260号
- 一般国道260号及び県道鳥羽阿児線の重複区間
- 市道に移管
- 禁止区間 ※対象箇所のみ記載

第7号議案

【167号供用開始後の道路区域 ※167号と260号の交差点付近拡大図】



- 一般国道167号
- 一般国道260号
- 市道神杣線
- 一般国道167号及び一般国道260号の重複区間
- 県道鳥羽阿児線
- ==== 禁止区間 ※対象箇所のみ記載

第7号議案

県道鳥羽阿児線と国道260号
の立体交差付近



国道167号（新規供用開始区間）
と市道神杣線の交差点付近

